

事業概要シート

施策 0603 高齢者を地域で支える体制の整備

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計
 ※ 補正予算要求時は今回の補正予算額を除く。
 ※ 次年度予算要求時は次年度繰越額を除く。

事業名	成年後見制度(高齢者)利用支援事業	現状維持	予算額	2,402 千円
			《 2,729 》千円	
事業期間	平成21年度 ~	財源内訳	国庫支出金	925 千円
			県支出金	462 千円
根拠法令要綱等	老人福祉法大村市成年後見制度利用支援事業実施		地方債	0 千円
			その他	0 千円
			一般財源	1,015 千円

【事業の目的・概要・対象】

◆事業の目的

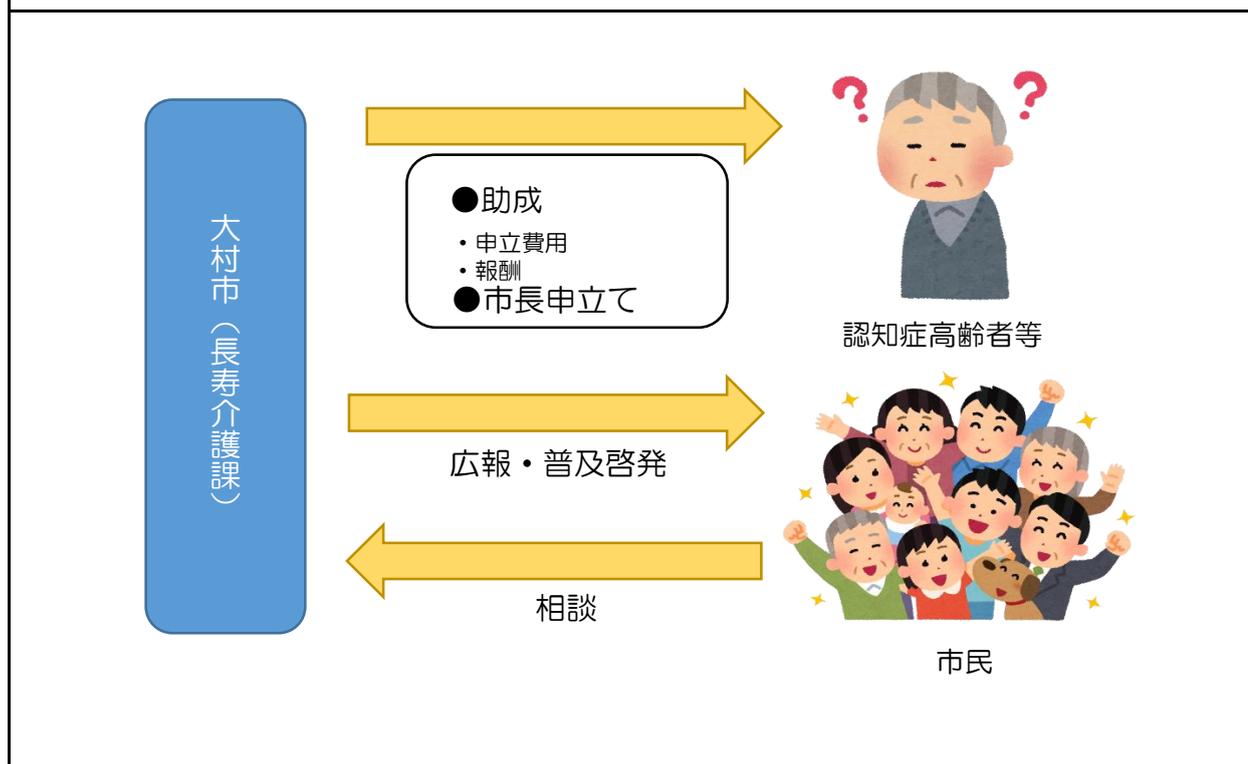
市内に居住する判断能力が不十分な認知症等高齢者における成年後見制度の利用を支援し、対象者の生活面における自立の援助、自己決定の尊重及び権利の擁護を図る。

◆事業の概要

長寿介護課は民生委員や関係機関等から要請を受け、対象者の状況調査及び親族調査を実施し、必要と認められる場合に、成年後見、補佐または補助の開始等の審判の市長申立を行う。加えて生活保護受給者及びこれに準ずる者に対し成年後見、補佐または補助開始等の審判の申立に要する経費、印紙代、切手および診断書料などの助成及び成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する。また成年後見制度の広報のため本制度のパンフレットなどを用いて、普及啓発を図る。

◆対象

判断能力の低下により課題を抱えるもしくはその可能性がある高齢者や申立人。成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがおらず申立人の不在により申立てが困難な高齢者や、生活保護受給者及びこれに準ずる者であることから、申立て費用、報酬を支払うことができず成年後見制度の利用に至らない者を対象とする。



【背景】

高齢化が進むにつれ認知症高齢者等が増加していることに加え、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月に閣議決定されたことを受け、成年後見制度の利用促進を図る体制整備が求められている。

現に大村市では成年後見制度利用支援事業を実施しているが、平成29年度まで身寄りがいないことから申立てすることが困難な高齢者のみを対象としていたが、平成30年度からは身寄りの有無に関わらず、生活困窮から成年後見制度の利用が難しい者に対しても助成を行うよう対象者の拡充を図っている。

担当課	福祉保健部 長寿介護課	課長	角野 章子
担当者	大岡 文美	問合せ先	0957-53-8141 (内線206)

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	市長申立件数	計画値 件	2	3	2	2	2
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	申立費用助成件数	計画値 件	0	4	2	2	2
②	報酬助成件数	計画値 件	5	9	9	9	9

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事業費	3,442	872	2,729	2,402	2,402	2,402	14,249
国庫支出金	1,342	321	1,051	925	925	925	5,489
県支出金	671	160	525	462	462	462	2,742
地方債							0
その他		36					36
一般財源	1,429	355	1,153	1,015	1,015	1,015	5,982
人件費	3,668	2,411	2,021	2,021	2,021	2,021	14,162
職員(人)	0.47人	0.32人	0.26人	0.26人	0.26人	0.26人	1.83人
時間外勤務(h)	125h	42h	65h	65h	65h	65h	427h
嘱託員(人)							0.00人
フルコスト	7,110	3,283	4,750	4,423	4,423	4,423	28,411

妥当性 (市の関与)	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者が、以前と同様に住みなれた場所での生活を可能とする手段の1つである本事業は、地域包括ケアシステムの構築の観点からも市が実施主体となることは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	成年後見人の選任により利用者の生活の利便を向上させるとともに、選任に至るまでの早期介入・早期利用が可能となり、判断能力の低下による生活における課題の重度化を防ぐことが可能となる。
効率性 (コスト)	本事業は成年後見制度の利用が困難な低所得者を中心に助成していることなど、必要最低限の経費を計上しているため、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり